

ハリウッド大学院大学における研究活動における特定不正行為に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規定は、公的研究費の管理・運営に関する規程（以下「公的研究管理規程」という。）及びハリウッド大学院大学における公的研究費の不正に係る調査手続等に関する取扱規程（以下「公的研究不正調査規程」）と相まって、研究活動における特定不正行為への調査手続、方法及び措置に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規定において「特定不正行為」とは、研究活動における捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサシップ、利益相反その他の不正な行為（公的研究管理規程第 2 条第 4 項に定める不正に係るものを除く。）をいう。

2 この規程において「研究者」「研究者等」とは、公的研究管理規程第 2 条及び第 3 項に定めるものをいう

(不正行為に対する基本方針)

第 3 条 研究活動における特定不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為であることから、研究者及び研究者等は、特定不正行為その他の不正行為に関わらないようしなければならない。

(管理体制)

第 4 条 本大学の特定不正行為に関する管理体制は、公的研究管理規程の例による。

(調査等)

第 5 条 何人も、特定不正行為の疑いを発見したときは、名を明かすことを原則として、電話、電子メール、FAX、書面又は面会により、特定不正が疑われる研究者及び研究者等の不正の態様等を通知することができる。

2 前項に定めるもののほか、特定不正に係る調査手続、措置等に関する取扱は、公的研究不正調査規程の例による。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年12月1日より施行する。